|  |
| --- |
| **令和６年度　大阪府土地開発公社**  **理事（常務理事候補）公募実施要領** |

令和６年12月16日

大阪府

**１　公募の趣旨**

大阪府土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的とした法人です。

公社の目的の達成と安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力を持ち、リーダーシップを発揮できる優れた人材を確保するため、理事（常務理事候補）の公募を実施します。

**２　募集内容**

公社の理事（常務理事候補）１名を募集します。

**３　公社の業務内容及び常務理事の職務内容**

（１）公社の業務内容

公有地の拡大の推進に関する法律第17条に掲げる業務を行っています。

①道路、河川、公園等の公共用地の先行取得

②国・地方公共団体等の委託に基づいて行う土地取得のあっせん

③都市計画区域内の土地の先買いに係る土地の取得、調査等

※詳細については、公社ホームページをご参照ください。

【公社ホームページ】<https://www.otkk.jp/index.html>

（２）常務理事の主な職務内容

常務理事は、大阪府土地開発公社定款（以下「定款」という。）第７条第３項において「常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理するとともに、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。」とされており、その主な職務は以下のとおりです。

①業務執行全般にわたるマネジメントの統括

②大阪府、金融機関、その他の関係機関との協議・調整

③リスク管理をはじめとする内部統制におけるマネジメントの統括

④労務管理の統括

**４　求める人物像**

（１）公社の自立した経営の確立に向け、役員としてリーダーシップを発揮し、的確に職務を遂行できる見識、能力及び熱意を有する者

（２）大阪府、金融機関、その他の関係機関との円滑な交渉、調整業務が遂行できる者

（３）高度なコンプライアンスやガバナンス強化の意識を有し、公平性と透明性を確保の上、職務を遂行できる者

**５　応募資格**

次のすべての要件を満たす者とします。

（１）常勤の理事として公社の業務運営に専任できる者

（２）企業等において、管理職などマネジメント業務の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者

（３）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者

（４）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与していない者

（５）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者でない者

**６　申込方法等**

（１）受付期間

　　令和６年12月16日（月曜日）から令和７年１月16日（木曜日）18時までです。

（２）申込方法

　　インターネットにより申込みを受け付けます。大阪府土地開発公社理事（常務理事候補）公募案内ホームページにアクセスした後、申込受付フォームより必要事項の入力と以下の提出書類をアップロードしてください。

【大阪府土地開発公社理事（常務理事候補）公募案内ホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/totikoukoubo_riji.html>（３）提出書類

　　①小論文

　　　＜課　題＞大阪府土地開発公社の事業における主な課題とその解決策について

　　　＜字数等＞2,000字程度（Ａ４用紙、横書き）で作成してください。

日本語で作成され、未発表の物に限ります。

論文の始めに「タイトル」「氏名」を記入してください。

　　②ご自身の写真

　　　上半身、脱帽、正面向で半年以内に撮影した写真を jpeg 形式でアップロードしてください。

**７　選考方法**

公社役員候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が 、１次選考（書類審査）と２次選考（面接審査）を行います。なお、選考の結果、理事（常務理事候補）候補者がない場合もあります。

（１）１次選考（書類審査）

申込情報及び小論文に基づき、職務に対する適正・能力・意欲等について、審査を行います。

１次選考の結果は、令和７年２月上旬に通知します。

（２）２次選考（面接審査）

２次選考対象者の職務に対する適正・能力・意欲等について面接審査を行い、理事（常務理事候補）候補者を決定します。

面接審査は、令和７年２月17日（月曜日）から２月21日（金曜日）のうち一日を予定しています。（詳細な日時等は、対象者に通知します。）

**８　理事（常務理事候補）内定者の決定**

知事が、選考委員会による選考の結果を踏まえ、理事（常務理事候補）内定者を決定します。

この決定の結果については、令和７年２月下旬から３月上旬に通知します。

**９　理事の任命及び常務理事の選任**

知事が、理事（常務理事候補）内定者について、令和７年４月１日付けで理事に任命するとともに、公社の理事長が、同日付けで常務理事に選任します。

**10 任期、報酬等**

（１）任期

令和７年４月１日から３年間です。

（２）報酬年額（現行）

公社の役員報酬の規程に基づき、報酬（約744万円）及び通勤手当を支給します。

ただし、大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例（平成18年３月28日大阪府条例第71号）に基づく経営評価の結果や報酬基準の見直し等により、報酬額が増減する場合があります。

なお、退職金は支給しません。

（３）勤務地

公社本社（大阪市中央区谷町２丁目２番22号）です。

（４）その他

・勤務形態は常勤です。（役員のため、勤務時間や休暇の定めはありません。（職員の勤務時間は、平日の９時から17時30分です。））

・年金は厚生年金保険、健康保険は全国健康保険協会に加入となります。

・公社の役員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされます。

・定款第12条に基づき、常勤の役員は、任命権者（大阪府知事）の承認を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事できません。

**11　その他**

・受験上の配慮（車椅子の使用等）が必要な場合は、必ず申込時に「受験上の配慮を要する事項の有無」の項目で「有」を選択してください。

・申込受付フォームに入力された情報は、本選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

・提出された書類については、返却しません。

・１次選考で提出された小論文の著作権については、大阪府に帰属します。

・応募資格がない、申込受付フォームに入力された情報若しくは提出書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は、合格を取消すことがあります。

**12　問合せ先**

〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目１番22号

大阪府総務部人事課考査・退職管理グループ

電話番号：06-4397-3679（平日午前９時～午後６時　土日祝日、年末年始休み）